

第4節 防災知識の普及

防災知識の普及

- 総務課防災危機管理室
- 学校教育課 生涯学習課
- 消防本部

【基本方針】

地震・津波災害に強いまちづくりを推進するため、市及び自主防災組織、防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し地震・津波発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での予防・安全対策、地震・津波発生時に取るべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る。また、市及び県、防災関係機関等は、相互に密接な連携を保ち単独または共同して職員に対し防災教育を行う。

特に、地震及び津波については内陸直下型の地震による揺れ方とこれに伴って想定される被害の態様、海洋型プレート地震に伴う揺れ方とこれに伴った津波の態様などの違いについて、専門技術者による講習会への参画なども踏まえつつ次のような事項について周知・徹底を図る。

- 1) 我が国の沿岸は、どこでも津波が来襲する可能性があること。
- 2) 強い地震（震度4程度）を感じたときや弱い地震であっても長時間ゆっくりとした横揺れを感じた場合には、津波来襲の可能性があるため、ただちに海岸線や河口域から離れ高台や高層ビルに自主避難する必要があること。
- 3) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波からはじまる可能性があること。また第二波、第三波などの後続波の方が津波の高さとして大きくなるケースがあること。
- 4) 津波の危険性は、強い揺れを体感しなくても津波が押し寄せてくる津波地震や遠地地震によるケースがあること。
- 5) 津波浸水に対するために、沿岸地域では常に津波浸水による孤立や緊急避難行動を想定し、3日分の食糧、飲料水等の自己備蓄や非常持出し品等の常時の整備が必要であること。
- 6) 避難行動が遅くなり地域内にとり残されがちな避難行動要支援者を、早期かつ安全に避難させるためには、地域一体となった共助活動が最も重要な役割を果たすこと。
- 7) 海洋型の地震は一般的にゆっくりとした強い横揺れが長時間続くことが多く、揺れが収まった段階で津波が来襲するケースも考えられるため、警報や注意報の発令とともに起こす具体的な避難行動について、家族や隣近所とあらかじめ決めおき、迅速な避難行動に移ることができる体制を構築しておくこと。

※以上、県地域防災計画第4節津波災害予防第6防災知識の普及、訓練の実施から抜粋し加筆・修正

【計画目標】

地震・津波災害に関する防災知識の普及計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第4節「防災知識普及計画」に準ずる。

【第Ⅴ編 地震・津波災害予防計画】

第3章 第4節 防災知識の普及

なお、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。